経済産業省 一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条 一个

号

株式 会社商工組合中央金庫法 (平成十九年法律第七十四号)第二十三条第一項の規定に基づき、

断 する・ ため の 基準 . の 特例 を次のように定める。

商工組合中央金庫法第二十三条第

項 の

規定に基づき、

株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判

株式会社

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆 文

財 務大臣 中川 昭

経済産業大臣 階 俊博

株式会社

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一

項に

規定する基準は

1

平成二十四年三月三十一日までの間、

商工組合中央金 |江組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成二十年財 務 省告示第二号。 金 融 庁 の規定による読替え後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、共次項の規定による読替え後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、共

次

項 に

お 61 て 商 工組合中央金庫告示」という。 による基準 (以下この項にお 11 て「新基 準」 という。 とす

ることができる。 ただし、 株式会社商工組合中央金 庫が新基準を採用する場合には、 これを継続しなけれ

ばならない。

2 背值 五 金が負の値 債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している 偨 平成二十四年三月三十一日までの間、 쒜 ЭШ 寍 Ş 及 に後に び第 とあ る部分の額を除く。)  $|\Pi|$ + る の 条の規 は その他有価証券評価 卍  $\overline{\Gamma}$ ピピ が負の値」 | 例/パー: 商工組合中央金庫告示第五条第一項中「その街角自背券評価揺盤 セントのリスク・ウ ڔ 쎄 額金 回 叩 零リスク に規 河 र्ज H H Ð るその他有 トが適用 ト ト 7 訓 債券をいう。以下同じ。 価証券評価差 摐 N 九 紦 éИ  $|\Pi|$ 訓 光油 +  $||\dot{|}|$ 額金」 ri Ç 偨 か IJ 11 **5** とある 舥 IJ |||9 9 +

のは 回 巾 に規! 引 ज् М ψ 9年 偛 亩 証券評価 쎈 船 金 (零リスク・ウ ト ト ト債券の評価 쎈 盤 ĹΙ 碗 М 部分の額を

深へ。)」 零リスク . Ū Ļ イ H 時価評価 ト債券を除く。 されている ψ Ļ ら合 第六条第一 偛 亩 計 奍 لح 項第一号中「 あ る の は 時価! を深く」 評価 とあるのは「 されている ψ · 9 令 及び零リスク 佡 亩 빰 批

ॳ 6) ψ ら合 作 価証 [券評価] ]差額: 宝 (零リスク . Ł 7 H 7 ·债券( の評価 쎈 溋 に後 る部分の額 を発 ۲ 第

Ð

ト H

ト債券を除く」

Ļ

第十七条第一

項 中 「

規定す

るその他有

価証券評価差

溋

金

لح

あるのは

規定

十八 八条第 項 第 号中「 を終め とあるのは「及び零コスク・ウ イ H ト債券を除く」 とする。

附則

1

この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。